

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十八号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号を次のように改める。

七 独立行政法人森林総合研究所

附 則

この条例は、公布の日から施行する。